

環 境



自然観察会（滝の宮公園）

環 境

1 環 境 政 策

(1) 環境基本計画推進

ア 年次報告書作成

新居浜市環境基本条例第10条に基づき、平成23年度の環境施策の実施状況や環境の状況をとりまとめた「にいはまの環境報告書」を作成し公表した。

イ Ni-EMSによる進行管理

新居浜市独自の環境マネジメントシステムNi-EMS(通称ニームス)により、省エネ活動の推進と環境関連計画の進行管理に努めている。

ウ 改正省エネ法への対応

「エネルギー使用の合理化に関する法律」の改正により、平成22年4月より新居浜市も特定事業者の指定を受けたため、全庁的な省エネ推進組織を発足し、省エネの推進や啓発について協議した。また、特にエネルギー使用量の多い施設を重点的に、管理標準を作成し、これに基づく省エネ評価を継続的に行っていている。

エ 地球温暖化対策地域計画の策定

新居浜市域の温室効果ガス排出量を算出し、短期・中期・長期それぞれの削減目標を設定して、目標達成に向けた取り組みを行うための計画であり、市民・事業者へのアンケートの実施、策定委員会の設置、パブリックコメント、環境審議会の答申を経て平成24年度に策定した。平成25年度は計画の印刷製本と、市民・事業者への周知を行う。

(2) 環境活動推進

ア 新居浜市地球高温化対策地域協議会

平成21年11月設立。市民・事業者・行政等が協働して、新居浜市における地球高温化防止対策等を協議し、継続的に取り組むこととした。平成24年度は、マイバッグ持参推進、エコドライブの普及促進、節電・節水、ごみの減量を柱とし、環境学習講座を開催した。マイバッグ持参推進キャンペーンの実施や、定期的に市政だよりに記事を掲載するなど、全市的な意識啓発を図った。

イ にいはま環境市民会議

平成19年7月設立。市と協働で環境保全活動の推進に取り組む。平成24年度は市の委託事業として炭焼き体験、環境家計簿普及、自転車マイラー、生ごみ処理啓発活動、環境活動PR用ディスプレイの作成・設置などを実施した。

ウ みどりのカーテン普及

省エネ意識啓発のため、自宅でゴーヤを育て、「みどりのカーテン」を育成するモニター50世帯に登録してもらい、育成報告を集約し広報を行った。

エ 住宅用太陽光発電システム設置補助

地球温暖化防止及び環境保全意識の高揚を図ることを目的として、408件の補助金を交付した。

(3) にいはま環境広場

市制75周年を記念して、平成24年11月18日文化センター周辺で開催した。

企業15社、高校・高専5校、環境団体17団体が、出展・出品し、広く市民へ活動紹介ができただけでなく、団体間の交流にもなり、活性化につながった。

1,200名の来場者は、展示ブースを見学したり、スタンプラリーへ参加するなど、今後のエコライフへつながるイベントになった。

2 環 境 衛 生

(1) 予防業務

ア 狂犬病予防

狂犬病予防法により、毎年1回、市内約40カ所を巡回して集合注射と犬の登録を実施している。ただし、平成7年度から狂犬病予防法の改正により、犬の登録は生涯1回となった。(登録手数料3,000円、集合注射料2,850円)

また、野犬対策については、自治会等の協力により、捕獲箱を設置して捕獲に努めている。

予防状況		(単位：頭)				
区分	年度	20	21	22	23	24
予 防 接 種 数		4,451	4,458	4,292	4,278	4,173
処分(引き取り、その他)		247	247	155	139	105

イ こん虫駆除

衛生害虫(蚊・ハエ)の発生源は、公共発生源と家庭内発生源に分けられるが公共発生源については、4月から10月を中心に業務委託により駆除活動を行っている。

家庭内発生源については、必要希望世帯に窓口で薬剤を無料配布し駆除を行っている。

(2) 公営葬儀

華美になりがちな葬祭の状況を見直して、市民が簡素、低廉にしかも厳粛に営むことができる葬儀を行うことにより、市民の生活改善に寄与することを目的に昭和54年10月から公営葬儀を実施している。

この公営葬儀は、祭壇の飾付、仏神具及び葬祭用品の供与並びに靈柩自動車の運行を行うもので、運営については業者に委託している。

ア 葬祭具・靈柩自動車使用料

次の各表により算定した額に100分の105を乗じて得た額。(10円未満は切り捨て)

(3) 火葬場

ア 施設の概要

区 分	新居浜市斎場	大島火葬場	別子山火葬場
所 在 地	磯浦町19番1号 ☎34-8163	大島甲1254番地	別子山乙540番地の1
敷 地 面 積	1万4,190.58m ²	243.71m ²	516.45m ²
構 造 造	鉄筋コンクリート造2階建	木造平家建	鉄骨造平家建銅板瓦棒葺
建 物 面 積	1,787.64m ²	28.66m ²	65.13m ²
開 設 年 月	昭和59年4月	昭和30年1月	平成4年3月
火葬炉数(基)	火葬炉(8)、汚物炉(1)	火葬炉(1)	火葬炉(1)
室 構 成	待合ホール、待合室(4) 式場、収骨室(2) 靈安室等	—	—
事 業 費	建設費 8億917万円 用地費 1億916万2,000円	—	—

区 分	使用料区分		使 用 料	
	大 人	小 人	(単位：円)	
祭 壇 一 式 (仏式または神式)			45,000	45,000
仏、神具一式 (棺箱、骨箱、その他)			19,000	16,500

距離区分	車種別使用料		(15.4.1改定・単位：円)	
	普 通 車	特 別 車		
10キロメートル以下	12,970	19,510		
10キロメートルを超える 20キロメートル以下	15,400	23,530		
20キロメートルを超える 30キロメートル以下	18,860	29,290		
30キロメートルを超える 40キロメートル以下	22,300	35,040		
40キロメートルを超える 50キロメートル以下	25,760	40,800		
50キロメートルを超える 150キロメートル以下 (20キロメートルまで を増すごとの加算額)	5,530	9,220		

年 度	(単位：件)				
	20	21	22	23	24
申請件数	104	111	101	85	87

使用料

(9.4.1改定)

火葬場名称	施設名称	種 別	単 位	使 用 料 (円)		摘要
				市内居住者	市外居住者	
新居浜市場 斎	火 葬 室	12歳以上	1 体	無 料	15,000	<ul style="list-style-type: none"> 使用者が本市の住民である場合又は死亡者が本市の住民であった場合は、市内居住者扱いとする。 手術肢体、産汚物は、10キログラムを超えるときは、1キログラム増すごとに210円を加算する。
		12歳未満	1 体	無 料	9,000	
		死 産 児	1 胎	無 料	3,000	
	汚 物 炉 室	手術肢体	10キログラム以内	2,100	6,300	
		産 汚 物	10キログラム以内	2,100	6,300	
	靈 安 室	遺 体 保 管	1 回 (2日以内)	1,050	3,150	
	式 場	葬 儀	1 回 (3時間以内)	5,250	15,750	
大島火葬場	火 葬 室	12歳以上	1 体	無 料	1,000	
		12歳未満	1 体	無 料	1,000	
		死 産 児	1 胎	無 料	500	
	火 葬 室	12歳以上	1 体	無 料	15,000	
		12歳未満	1 体	無 料	9,000	
		死 産 児	1 胎	無 料	3,000	

イ 使用状況

区分	年度	20	21	22	23	24
斎	火 葬 室	1,393	1,468	1,495	1,506	1,521
	汚 物 炉 室	36	43	36	29	27
	靈 安 室	12	17	27	14	22
	式 場	11	8	8	7	11
大島	火 葬 場	2	—	—	—	—
別子山	火 葬 場	—	—	—	—	—
計	火 葯 場	1,395	1,468	1,495	1,506	1,521
	汚 物 炉 室	36	43	36	29	27
	靈 安 室	12	17	27	14	22
	式 場	11	8	8	7	11

(4) 墓地・墓園

ア 共葬墓地
所在地・面積

墓 地 名	設 置 場 所	面 積 (m ²)
第1真光寺墓地	中村484番地の1	24,486.00
第2真光寺墓地	中村483番地の4	3,299.00
土ヶ谷墓地	磯浦町15番	15,154.25
黒岩墓地	王子町5番	2,930.21

使用料(永代) 0.1m²あたり2万1,000円

イ 平尾墓園

平尾墓園は市の中心部から東へ5km、市街地を見下ろす山腹の景勝地に建設したもので、緑地自然林を背景に公園化した墓園である。

墓園の造成は、昭和51年度から工事に着手し、昭和56年度までに第1平尾墓園として1,530区画を設置、昭和59年度、60年度に第2平尾墓園として501区画を建設した。また、平成2年度に第3平尾墓園として第1工区511区画、第2工区517区画、第3工区301区画、第4工区409区画の1,738区画を計画・着工、そのうち第1工区511区画、第2工区517区画、第3工区301区画、第4工区は416区画が完成し、供用を開始した。

また、平成21年6月に新規使用許可が満了したことから、第2平尾墓園内に合葬式納骨施設を整備し平成22年度から供用を開始した。

区分	第1平尾墓園	第2平尾墓園	第3平尾墓園
所在地	観音原町甲894番地の1	観音原町乙106番地の2	郷乙154番地の3
敷地面積(m ²)	9,950	5,061	15,098
墓域面積(m ²)	6,415	5,061	7,305
1区画面積(m ²)	3.3	3.3	3.3
墓所区画数(区画)	1,530	501	1,745
主な施設	管理事務所・休憩所(東屋・パーゴラ) トイレ・駐車場・給水施設・照明灯		
総事業費(千円)	252,179	86,459	507,491
永代使用料(円)		1区画 52万5,000	
管理料(円)		1区画 4万2,000(20年分)	

区分	第2平尾墓園合葬納骨施設
所在地	観音原町乙106番地の2
構造	鉄筋コンクリート造平屋建
延床面積(m ²)	174.92
開設年月	平成22年4月
主な設備	合葬式納骨檀(一体用) 2基200区画(200体分) 合葬式納骨檀(二体用) 5基300区画(600体分) 合葬室10m ² 管理人室1室 ソーラー発電設備ほか
使用期間	合葬式納骨檀は最長25年間 合葬室は永代
使用料	合葬式納骨檀(一体用)…1年につき1万500円 合葬式納骨檀(二体用)…1年につき2万1,000円 合葬室…1体につき1万500円

(5) 環境保全

新居浜市は、元禄4年の別子銅山の開坑に始まり、住友各社を中心として東予新産業都市の中核の位置を占めるに至った。

産業の発展は、公害の発生、自然の破壊等の社会的な問題を招く結果となった。近年は法体系の整備と企業努力等により、産業活動による環境汚染は改善されている反面、生活様式の多様化・高度化によって環境問題の内容も多岐にわたっている。

ア 公害対策の概要

(ア) 大気汚染監視測定体制

大気汚染の監視は、昭和42年12月に二酸化硫黄、浮遊粉じんの測定機を設置して以来整備を図ってきた。これらの測定結果は現在、県が設置したテレメーターシステムにより常時監視されており、ホームページで公開されている。

測定期名	高津	泉州	多喜浜	金子	中村	工業高
測定期目	津	川	浜	子	村	高
二酸化硫黄	○		○	●	●	●
浮遊粒子状物質	○		○	●	●	●
窒素酸化物	○	○		●	●	
オキシダント	○	○		●	●	
炭化水素	○	○		●	●	
風向・風速	○	○	○	●	●	●
微小粒子状物質				●	●	

○：新居浜市測定

●：愛媛県測定

(イ) 水質汚濁対策

市内河川13地点について定期的に水質調査を実施している。また環境保全協定締結事業所の工場排水について水質調査を実施している。

さらに有機塩素系物質による地下水汚染の実態把握にも努めている。

(ウ) 悪臭対策

悪臭の対策については、苦情発生に伴って、事業場への立入検査等を実施し、規制指導を行っている。

(エ) 騒音対策

騒音の対策については、騒音規制法、愛媛県公害防止条例による各種届出書類の受理、規制指導を行っている。また、環境騒音(一般地域及び道路に面する地域)や工場騒音の測定を実施している。

(オ) 振動対策

振動の対策については、昭和55年度から振動規制法による各種届出書類の受理、規制指導を行っている。

イ 年次別公害苦情処理件数 (単位：件)

年度	種類	大気	水質	騒音	振動	悪臭	土壤地盤	その他	計
20		70	4	14	1	9	0	0	98
21		62	10	13	1	10	0	1	97
22		88	4	20	1	5	0	3	121
23		87	12	17	1	20	0	7	144
24		94	5	23	0	14	0	4	140

ウ 環境保全協定

地域住民の健康の保護と生活環境の保全を図るために、新居浜市と企業との間に環境保全協定を締結している。現在の協定の締結状況は次のとおりである。

協定締結年月日	協定締結企業(組合)名
昭和45年12月28日	住友金属鉱山株式会社東予製錬所
昭和51年11月20日	新居浜工業団地協同組合
昭和52年 2月 8日	協同組合新居浜重機械工業団地
平成21年11月 4日	住友金属鉱山株式会社
"	住友化学株式会社
"	住友重機械工業株式会社
"	住友共同電力株式会社
"	日本エイアンドエル株式会社
"	日本ケッテン株式会社
"	新居浜電子株式会社
"	住友重機械ハイマテックス株式会社

3 生活環境

(1) し尿処理

ア 収集方法

一般家庭のし尿収集は、市域を区分して、平成24年度は、許可業者3業者と委託業者2業者により収集をした。

平成24年度委託料 2,563万817円

イ 収集状況

(平成24年度)

区分	委託業者	許可業者		計
	し尿	し尿	浄化汚泥	
収集量 (kℓ)	1,010	19,279	15,063	35,352
車両(台)	718	10,660	5,340	16,718

ウ 処理手数料

し尿処理手数料については、次の表により算定した額を手数料として徴収している。

(18.4.1 改定)

区分	適用範囲	料金(円)
し尿処理 従量制	し尿の収集、運搬 及び処分	18リットルにつき 189 18リットルに満たない端数につき 94

エ 净化槽設置整備事業

生活雑排水が河川の水質汚染の原因の中でも大きなウエイトを占めていることが指摘されている。

そこで、し尿と生活雑排水をまとめて各家庭で処理できる浄化槽の設置整備事業を昭和63年度から行っている。

平成24年度補助設置基數 57基

総事業費 1,955万円

平成24年度までの補助事業設置累計は1,843基となっている。

(2) ごみ処理

ア 収集方法

一般家庭から排出されるごみは、平成18年4月から行っている9種分別をもとに平成21年10月から新9種分別(燃やごみ、プラスチック製容器包装、びん・缶、有害ごみ、ペットボトル、古紙類、不燃ごみ、大型ごみ)により収集するように変更した。収集業務はすべて業者に委託している。

イ ごみ量

(単位:t)

区分 年度	収集量(パトロール車の収集は含まない)									直接 搬入量	
	燃やす ごみ	プラスチ ックごみ	資源ごみ	古紙類	ペット ボトル	小 型 破碎ごみ	雑ごみ	大型ごみ	合 計		
20	22,330	2,232	1,388	2,444	242	140	804	611	30,191	19,912	
21	11,272	1,125	731	891	141	67	405	325	29,057	19,079	
	燃やす ごみ 製容器包装	プラスチック 製容器包装	びん	缶	古紙類	ペット ボトル	有害ごみ	不燃ごみ	大型ごみ		
22	10,474	869	562	188	1,337	98	24	308	240	29,180	18,184
23	燃やす ごみ 製容器包装	プラスチック 製容器包装	びん	缶	古紙類	ペット ボトル	有害ごみ	不燃ごみ	大型ごみ		
	21,901	1,644	1,012	395	2,758	242	56	648	524		
24	22,066	1,522	952	357	2,834	222	58	645	573	29,229	19,072
	22,025	1,346	964	337	2,443	225	52	635	587	28,614	18,553

※ 平成21年度、上段は9月までの上半期、下段は10月からの下半期。

注1：雑ごみには有害ごみを含む。

注2：合計量は、各項目を端数処理したものの単純合計。

ウ 収集委託の状況(平成21年10月～)

	市内(大島・別子山地区を除く)		大 島 地 区		別 子 山 地 区	
燃 や す ご み	6業者	機械車(2t積)11台	1業者	小型ダンプ車 (0.7t積)1台	1業者	ダンプ車(2t積)1台
プラ 斯 チ ッ ク 製 容 器 包 裝	3業者	機械車(2t積)3台				
びん・缶・有害ごみ	2業者	ダンプ車(2t積)4台				
古 紙 類	3業者	ダンプ車(2t積)3台				
不 燃 ご み	1業者	ダンプ車(2t積)1台				
ペ ッ ト ボ ト ル	1業者	機械車(2t積)1台				
大 型 ご み	2業者	ダンプ車(2t積)2台 軽四貨物車 2台				
ふ れ あ い 収 集	1業者	(車輌は収集先・収集件数により適宜対応)				

注：平成24年度委託料 3億927万8,214円

エ 処理手数料

市の収集計画によって収集される一般家庭のごみについては、収集・運搬の手数料は無料としている。動物の死体、多量のごみ及び産業廃棄物の処理手数料については、次の表により算定した額を手数料として徴収している。

(20.9.28 改定・単位：円)

区 分	適用範囲	料 金
一般廃棄物 処理手数料	動物の 死体処理	犬、ねこ等 1 体につき 210
	多 量 の ごみ処理	事業活動に 伴って排出 される事業 所及び商店 のごみ 1 車につき 100キログ ラムまでご と
産 業 廃 棄 物 処 理 手 数 料	市長が種類 その他の処分 に関する事 項を定めて 告示したも の	800

オ 分別収集

昭和30年から家庭ごみの収集を開始したが、当時は可燃物と不燃物の2分別であった。ごみ質の変化等に伴い昭和53年から不燃物について破碎と埋立の2分別とし、また昭和59年には「乾電池」を有害ごみとして分別収集を開始した。

平成2年10月からは耐久消費財の増加により、大型ごみの2分別収集(破碎・埋立)を開始し、これにより6種分別となり種別ごとに曜日を決めた収集体制とした。

平成6年4月からごみの減量化・資源化を図るため「新6種分別」(燃やすごみ、資源ごみ(びん・缶)、プラスチックごみ、雑ごみ、有害ごみ、大型ごみ)へ移行し、12月から完全実施とした。

新6種分別を推進し、分別の徹底と適正な処理のために平成10年4月から、ごみ袋の透明・白色半透明化を導入し、7月から全市一斉に実施した。

平成18年4月からリサイクルを進め、埋立ごみを減らすため、古紙類、ペットボトル、小型破碎ごみの3つの新しい区別を加えた9種分別を実施

した。

なお、大型ごみについては、従来のステーション方式を廃止し、平成13年度から戸別収集方式に変更するとともに、再使用・再利用の促進に努めている。

平成21年10月からは、新9種分別（燃やすごみ、プラスチック製容器包装、びん・缶、有害ごみ、ペットボトル、古紙類、不燃ごみ、大型ごみ）により収集している。また、独居高齢者等で、ごみ出しが困難な世帯の戸別収集（ふれあい収集）を実施している。

カ 資源ごみ集団回収の推進

平成2年10月から、ごみの資源化・減量化の推進を目的として資源ごみ回収活動を行っている民間団体に回収量に応じた奨励金を交付して、その活動を奨励する「資源ごみ集団回収推進事業」を実施している。

平成24年度	195団体
資源回収量	1,950,371kg
奨励金額	9,744,917円

キ 生ごみ処理容器の普及促進

ごみの総排出量の多くを占める生ごみの減量化を図る目的で、平成3年度よりコンポスト、平成7年度より水切り容器、平成12年度より電気式生ごみ処理機を設置する者に対して補助金を交付している。コンポストについては、年度内1世帯につき1基まで、水切り容器については年度内1世帯につき2基までをそれぞれ3,000円を限度に半額を補助、電気式生ごみ処理機については、5年度内1基までを20,000円を限度に半額を補助することにより普及を図っている。

平成24年度	コンポスト	77基
	水切り容器	25基
	電気式生ごみ処理機	17基
	補助金額合計	581,800円

ク 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

ごみ処理については、第四次長期総合計画において、リサイクルを基本とした分別排出・収集、処理施設の整備等、総合的な処理体系を確立することを目標として定めているが、その長期計画をさらに具体化し、計画的・総合的なごみ処理行政を推進していくための施策を検討したもので、平成4年3月に策定され、平成9年3月、平成15年3月及び平成23年11月に見直しを行った。

ケ 市民一斉清掃

新居浜市環境美化推進協議会(各種団体・事業所125団体)を中心に道路、公園等公共の場所の清掃等の環境美化運動を通して市民の美化意識の向上を図ることを目的に昭和62年から実施している。

コ きれいなまち新居浜をみんなでつくる条例

市、市民、事業者及び占有者等が一体となって、ごみ等の散乱及び投棄を防止し、空き缶等の回収及び再資源化を促進するための措置を講じることにより、地域環境の美化及び資源の有効利用を図り、清潔で美しいまちづくりに資することを目的に制定された。（平成14年4月1日施行）

サ 新居浜市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例

放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関し、放置自動車により生ずる障害を除去することにより、市民の快適な生活環境の維持を図り、良好な都市環境の形成に資することを目的として制定された。（平成14年4月1日施行）

シ 資源ごみ持ち去り禁止

ごみステーションに排出された、資源ごみ(古紙、びん、缶、ペットボトル等)の持ち去りを禁止することにより、ごみステーションで多発する古紙の抜き去りを防止し、ごみステーション周辺の交通の安全の確保、資源化物の売却による本市の歳入の確保及び安定したリサイクルルートを確保するため、新居浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正した。（平成21年10月1日施行）

ス レジ袋無料配布中止

ごみの減量、CO₂排出抑制を目的に「新居浜市レジ袋削減推進協議会」を設立し、平成21年3月27日には市内スーパー6事業者（19店舗）、市民団体3団体、新居浜商工会議所、新居浜市が協定を締結し、同年6月1日から「レジ袋無料配布中止」をスタートした。（現在5事業者14店舗）

セ 不用品情報登録制度

ごみの減量と環境意識の向上を図ることを目的として、平成8年から家庭での不用品の交換制度を実施、平成13年からは、「不用品伝言板」を設置している。これは、不用品を譲りたい人、探している人が、掲示票をもとにお互いに情報を交換し、地域でのリサイクルの推進を図るシステムである。

ソ ごみの減量・リサイクルの推進

平成23年度より、市役所1階ロビーにおいて、可燃ごみとして処理されている不用となった衣類、廃食用油の回収を行っている。衣類はウエス等に、廃食用油はバイオディーゼル燃料としてリサイクルされる。現在、ごみパトロール車1台に廃食用油から精製したバイオディーゼル燃料を使用している。

4 環 境 施 設

(1) 清掃センター

昭和53年4月から供用を開始した清掃センターは、法律等の改正や施設の老朽化により、新たに施設の建設が必要になり、平成12年から3カ年継続事業として建設し、平成15年3月から供用を開始した。

施設概要

所 在 地	観音原町乙122番地の1 ☎ 41-4225
敷 地 面 積	約28,000m ²
竣 工	平成15年3月
総 事 業 費	約124億円
建設工事費	110億400万円
延 床 面 積	ごみ焼却施設 …… 12,813m ² 粗大ごみ処理施設 … 2,881m ² 管理棟 ……………… 1,804m ²

ア ごみ焼却施設	201トン／日 (67トン／日×3炉)
焼却炉形式	全連続燃焼式焼却炉・ストーブ炉
余熱利用設備	発電設備 ・蒸気タービン及び発電機 (定格出力：1,950kw) ・場内冷暖房及び給湯等
排ガス処理設備	ばいじん………バグフィルタ 硫黄酸化物……消石灰噴霧 塩化水素………消石灰噴霧 窒素酸化物……脱硝触媒塔 ダイオキシン類…活性炭噴霧
イ 粗大ごみ処理施設	
処理能力	40トン／日 (5時間)
破碎型式	前処理破碎………せん断回転式 粗大ごみ破碎……衝撃回転式
回 収 物	鉄、アルミ、銅その他金属、可燃物、不燃物
運営状況	管理部門と運転部門に分け、管理部門は直営(焼却施設管理係)、運転部門は民間会社に委託
平成24年度委託料	2億4,868万円

(ア) 運転状況

(平成24年度)

区 分	1号炉	2号炉	3号炉	計	衝撃破碎機	前処理破碎機
運転時間(h)	4,474	5,802	5,245	15,521	473	685
処理量(t)	11,646.33	14,803.89	13,452.47	39,902.69	2,409.58	1,293.76

(イ) 資源化状況

品 名	資源化量 (t)
破 碎 ア ル ミ	44.28
破 碎 鉄 等	565.15
新 聞 紙	35.10
雑 誌	59.78
段 ボ 一 ル	63.90
計	768.21

(2) リサイクル推進施設

リサイクルプラザは老朽化により施設の運転を終了し、リサイクル推進施設を平成21年10月から供用開始した。施設は、プラスチック製ごみ・資源ごみ(缶)・不燃ごみ処理施設及び資源ごみ(びん)保管施設等から成り、リサイクル推進の拠点施設である。

ただし、ペットボトル資源化処理施設は、旧清掃センターで継続して運転している。

施設概要

所 在 地 観音原町乙122番地の1

☎ 41-4225

竣 工 平成21年9月

総事業費 約5億7,000万円

延床面積 リサイクル棟 1,848.10m²

ストックヤード 300m²

処理能力 プラスチックごみ処理施設 6.4 t / 日 (5 h)
 資源ごみ(缶)処理施設 2.0 t / 日 (5 h)
 不燃ごみ処理施設 4.9 t / 日 (5 h)
 資源ごみ(びん)処理施設 6.2 t / 日

ペットボトル資源化処理施設

施設面積 約400m²
 処理能力 2.0 t / 日 (5 h)
 事業費 5,460万円
 完成 平成18年3月
 運営状況 管理部門と運転部門に分け、管理部門は直営(リサイクル施設管理係)、運転部門は民間会社に委託
 平成24年度委託料 7,244万円

(ア) 運転状況 (平成24年度)

施設名	稼働時間(h)	処理量(t)
プラスチックごみ処理施設	1,694.99	1,349.22
資源ごみ(缶)処理施設	1,267.90	347.17
資源ごみ(びん)処理施設	—	1,007.55
不燃ごみ処理施設	1,386.75	702.68
ペットボトル資源化施設	785.47	224.50

(イ) 資源化状況 (平成24年度)

品名	資源化量(t)
スチール缶プレス	199.82
アルミ缶プレス	147.74
白色カレット	459.20
茶色カレット	427.67
その他色カレット	120.68
ペットボトル	192.86
プラスチック製容器包装	855.53
使用済乾電池・蛍光灯	34.03
計	2,437.53

(3) 最終処分場

平成17年度から3カ年の継続事業で菊本町に最終処分場を建設し、平成20年4月から埋立を開始した。

(但し、護岸建設工事は、平成12年度から実施)

所在地 菊本町二丁目817番2地先
 ☎ 37-5300

事業費 約82億円
 (護岸建設工事等を含む)
 完成 平成20年3月
 埋立面積 24,000m²
 埋立容量 363,116m³

浸出水処理方法 公共下水道へ放流
 埋立方式 水中投棄方式
 運営状況 管理部門と運転部門に分け、管理部門は直営(最終処分場係)、運転部門は民間会社に委託
 平成24年度委託料 2,057万8,000円

処理状況

年度	21	22	23	24
処理量(t)	2,269	1,744	1,955	1,695

(4) 衛生センター

本市し尿処理施設は、昭和37年に稼働を開始して以来、増設や高度処理設備の付加などに努めてきたが、老朽化が著しくなったため、昭和62年度から3カ年継続事業でスクラップ&ビルト工法により施設を全面的に更新した。

所在地 阿島二丁目20番5号
 ☎ 45-3077
 敷地面積 9,512m²
 事業費 25億4,761万6,000円
 完成 平成2年3月
 処理能力 140kℓ／日
 処理方法 二段活性汚泥法(低希釀) + 高度処理
 建物構造 処理棟 鉄筋コンクリート地下
 (面積) 1階・地上2階建
 3,937.79m²
 管理棟 鉄筋コンクリート地上
 2階建 676.60m²
 倉庫棟 鉄筋コンクリート平家建
 126.00m²
 受入・貯留設備 破碎機、ドラムスクリーン、
 スクリュープレス、各貯留槽
 1・2次処理設備 低希釀二段活性汚泥処理設備
 高度処理設備 凝集沈殿設備、オゾン酸化設備、砂ろ過設備、活性炭吸着設備
 汚泥処理設備 汚泥脱水設備(ベルトプレス2台)、汚泥乾燥焼却設備
 脱臭設備 葉液洗净脱臭設備、活性炭吸着脱臭設備、燃焼脱臭設備、生物脱臭設備
 運営状況 管理部門と運転部門に分け、管理部門は直営、運転部門は民間会社に委託している。
 平成24年度委託料 5,312万円

処理状況		(平成24年度)		
区分	委託業者	許可業者	計	
	し尿	浄化槽汚泥		
搬入量 (t)	1,010	19,279	15,063	35,352
	20,289			
割合	57.4 %	42.6 %	100 %	

5 公共下水道

本市の下水道は、昭和28年に旧下水道法に基づく認可を受け、既成市街地の一部である港町から西原町に至る区域において、主として雨水排水を目的とした合流式による公共下水道を計画し、昭和35年に事業に着手した。

昭和40年代に入り、経済の高度成長による生活様式の変革や産業活動の活性化により、大気、海域の汚れが深刻化し、昭和45年に下水道法が改正され、下水道に公共用域の水質保全という新たな責務が課せられた。

下水道法の改正を機に、昭和48年に下水道計画の抜本的見直しを行い、可住地4,500ヘクタールを全体計画区域として下水処理場を有する分流式公共下水道の基本計画を策定した。

第1期事業として、計画決定区域を503ヘクタール、認可区域を既成市街地を中心322ヘクタールと定め事業着手し、昭和55年3月に下水処理場の一部を供用開始した。

第2期事業として昭和57年度、認可区域を497ヘクタールに拡大した。

第3期事業として昭和61年度に計画決定区域を1,269ヘクタールに、認可区域を810ヘクタールに拡大した。

第4期事業として昭和62年度に認可区域を1,030ヘクタールに拡大した。

第5期事業として昭和63年度に計画決定区域及び認可区域をそれぞれ1,865ヘクタールに拡大した。

その後、平成15年度に下水道全体計画の見直しを行い、可住地4,453ヘクタールを全体計画区域として基本計画を策定し直し、第6期事業として平成17年度に計画決定区域及び認可区域をそれぞれ2,127ヘクタールに拡大し、整備を進めてきた。

面整備の進捗に伴い、第7期事業として平成23年度に計画決定区域及び事業計画区域をそれぞれ2,367ヘクタールに拡大するとともに全体計画の計画人口等の見直しを行い、安全で快適な生活環境の確保のため、また総合的な雨水対策を実施すべく積極的な事業展開を図っている。

(1) 全体計画と現況 (平成24年度末)

区分	全体計画	事業計画	現況
面 積 (ha)	4,453	2,367	1,884
処理人口 (人)	119,400	87,710	73,848
管渠延長(污水) (m)	842,500	529,610	406,447
ポンプ場	汚水 中継 ポンプ場	1	1
雨 水 ポンプ場	ポンプ場	13	10
終末処理場		1	1
日平均汚水量 (m ³ /日)	58,570	40,050	33,800
日最大汚水量 (m ³ /日)	68,450	47,240	39,800
時間最大汚水量 (m ³ /日)	101,440	68,450	57,700
総事業費 (百万円)	223,870	116,930	106,025
内訳	管渠・ポンプ場費 (百万円)	195,148	95,346
	処理場費 (百万円)	28,722	21,584
			20,287

(2) 公共下水道普及状況 (25.4.1現在)

事業計画区域 面積(ha)	現在処理 面積(ha)	整備率 (%)
2,367	1,884	79.6
住民基本台帳人口 (人)	処理区域内 人口(人)	普及率 (%)
124,388	73,848	59.4

(3) 平成24年度公共下水道事業の財源内訳

(単位：千円)

事業費額	国庫 補助金	起債	受益者 負担金	一般会計 繰入金
1,780,550	457,300	1,232,000	38,264	52,986

(4) 受益者負担制度

本制度は、公共下水道に係る下水道事業に要する費用の一部に充てるため、都市計画法の規定に基づく負担金及び地方自治法の規定に基づく分担金を徴収する制度である。

・負担金及び分担金を納める者（受益者）

排水設備工事が行われた土地の所有者（複数の場合は、その代表者）。ただし、その土地に権利者（地上権者、質権者、使用借主又は賃借人）がいる場合には当該所有者と協議して所有者に代わる者を定めた場合はその者。

・負担金の額

基準日(新設等(排水設備の新設、増設又は改築をいう。)の工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日をいう。)における新設等土地(新設等が行われた土地をいう。)の面積について、次の表の左欄に掲げる負担区の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる額を乗じて得た額とする。

負担区の名称	1平方メートル当たりの額
第1負担区	152円
第2負担区	210円
第3負担区	210円
第4負担区	252円
第5負担区	269円
第6負担区	339円

・分担金の額

次に掲げる額の合計額とする。ただし、当該新設等土地が都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内に存する場合は、(1)に掲げる額とする。

(1) 面積割額

基準日における新設等土地の面積に1平方メートル当たり339円を乗じて得た額

(2) 資産割額

基準日における新設等土地及び当該新設等土地に所在する家屋について、新居浜市における都市計画税の年税額の計算の例によって算定した額に5を乗じて得た額

・負担金及び分担金の徴収

負担金及び分担金を5年に分割し、これをさらに年3回(7月、10月、翌年1月)に分け、計15回の分納とする。

・一括納付制度

納期前に納付した額の100分の0.25に、納期前の月数を乗じて得た額を納期前納付報奨金として交付する。

・負担金及び分担金の減免

公用又は公共の用に供し、又は供することが予定されている場合並びに公的扶助を受けている者等については、負担金及び分担金の全額又は一部を減額する。

・徴収猶予

震災、風水害、火災、長期療養等で支払いに困る者については、事情により徴収を猶予する。

(5) 水洗便所改造資金融資あっせん制度

本制度は、既設便所を水洗便所に改造し、公共下水道に接続する者のうち、改造工事費を一時に負担することが困難な者に対し、改造資金の融資あっせんを行うことにより、経済的負担を軽減させるとともに、下水道事業に対する理解と関心を深めてもら

い、水洗化の向上を図るものである。

・融資あっせん内容

ア 改造工事1件につき50万円以下

イ 無利子

ウ 償還は、融資を受けた日の属する月の翌月から

エ 償還額は、改造工事1件につき毎月10,000円

・融資あっせんの対象

ア 建築物の所有者又は改造工事について、所有者の同意を得た使用者であること。

イ 市内在住で同一生計者を除く連帯保証人1人を有する者であること。

ウ 市税、水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金及び下水道事業区域外流入分担金を滞納していないこと。

・利用状況(24年度) 件数 27件

金額 1,379万円

・取扱金融機関 市長の指定した金融機関において、融資業務を行う。

(6) 水洗便所普及状況 (25.4.1現在)

処理区域内		水洗化状況		水洗化率
世帯数	人口(人)	世帯数	人口(人)	(%)
34,328	73,848	30,980	67,046	90.8

注1：処理区域内人口には外国人を含む。

注2：処理区域外を含む水洗化状況は、32,108世帯、69,488人である。

(7) 下水道使用料

次表により算定した額に100分の105を乗じて得た額を徴収する。ただし、その額に円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(22.4.1改定)

区分	使 用 料 (1月につき)		
	基本水量	基本料金(円)	超 過 料 金 (円) (排除汚水量1m ³ につき)
一般汚水	10m ³ まで	950	10m ³ を超える 20m ³ まで
			20m ³ を超える 50m ³ まで
			50m ³ を超える 100m ³ まで
			100m ³ を超えるもの
湯屋汚水	排除汚水量1m ³ につき		
			25

地下水使用の場合

家族数1人につき使用水量を8m³と認定し、上記の料金表で算定した額

上水道・地下水併用の場合

上水道の使用水量に地下水の使用水量の2分の1を加算し、上記の料金表で算定した額

(8) 排水設備指定工事店制度

排水設備から排除される下水が、公共下水道施設を使用するということから、その適正な施工を確保するために、排水設備工事に関する技能を有する業者を排水設備指定工事店に指定し、必要な規制を行っている。

6 下 水 処 理 場

所在 地	菊本町二丁目15番1号 ☎ 34-3410
敷地面積	14万9,766.99m ² その他水源池用地 82.23m ²
構造及び建物面積	ポンプ棟 鉄筋コンクリート地下3階 地上1階建 3,966.81m ² ガスタンク ボイラーハウス 脱硫塔 脱水機 余剰ガス燃焼装置 連絡管廊 放流渠
機械棟	鉄筋コンクリート地下1階 地上2階建 4,617.43m ²
管 理 棟	鉄筋コンクリート地下1階 地上3階建 4,814.40m ²
汚泥濃縮棟	鉄筋コンクリート地下1階 地上2階建 1,307.36m ²
その他	7室 鉄筋コンクリート平家建（水源池ポンプ室を含む） 638.54m ² 計 1万5,344.54m ²
事 業 費	202億9千万円
供 用 開 始	昭和55年3月
運 営 状 況	当処理場は、管理部門と運転部門に分かれ、運転部門は民間会社に委託している。

施設の概要

施設の名称		全体計画	事業計画
電気施設	受電電力	受電電圧 契約電力	6,600 V 870kw
	自家発電設備	発電電圧 発電電力	6,600 V 2,000kVA
水処理施設	汚水沈砂池	3池	2池
	汚水ポンプ	6台	5台
	着水井	1池	1池
	最初沈澱池	7池	3池
	反応タンク	8池	5池

施設の名称		全体計画	事業計画
水処理施設	最終沈澱池	8池	5池
	塩素混和池	2池	1池
	送風機	4台	4台
施設	雨水沈砂池	4池	4池
	雨水ポンプ	5台	5台
	汚泥重力濃縮槽	2槽	2槽
汚泥処理施設	汚泥機械濃縮	2基	1基
	汚泥消化槽	4槽	3槽
	ガスタンク	2基	1基
	ボイラーハウス	3台	2台
	脱硫塔	2基	1基
	脱水機	3台	2台
	余剰ガス燃焼装置	1基	1基
その他	連絡管廊	1式	1式
	放流渠	2力所	2力所

Φ 80mm × 0.45m³/min 1台
水源池施設 契約電力 220V 14kW
自家発電設備 24kVA

7 一 般 下 水 路

排水路、下水路及び小規模下水管の整備を行い、住民の生活環境改善を図るため鋭意実施中である。

平成24年度実績

整備事業費 125,905千円
延長 1,604.6m

8 河 川

河川の適正な管理を行い、住民の生活環境改善を図るため鋭意実施中である。

平成24年度実績

整備事業費 25,962千円
整備箇所 障子川外4河川を改良

9 排水ポンプ場

(25.4.1現在)

ポンプ場名	設置場所	計画排水面積(ha)	ポンプ口径(mm)	台数(台)	原動機の種類	排水能力(m³/h)
惣開	惣開町4番25号	40.0	350 700	1 2	水中モーター エンジン	8,418
土場 王子 (県施設)	新田町一丁目4番31号 新田町一丁目4番28号	114.1	800	1	モーター エンジン	29,400
			1,200	2		
			1,200 500	2 1	エンジン 水中モーター	24,000
西原	西原町三丁目1番1号	13.6	1,000 500	2 1	エンジン 水中モーター	16,800
港町	港町16番26号	11.3	500	1	水中モーター	
			500	2	エンジン	
			700	1	エンジン	8,400
沢津	清水町12番13号	84.4	800 1,000	1 3	モーター エンジン	31,800
垣生北	垣生六丁目6番31号	54.2	500	1	水中モーター	2,400
多喜浜	多喜浜二丁目16番7号	104.0	700	1	モーター	
			900	1	エンジン	
			250 500 600	1 1 1	水中モーター エンジン	9,480
白浜	多喜浜四丁目4番52号	29.0	600	1	モーター	5,808
菊本	菊本町二丁目15番1号	40.1	1,000	3	水中モーター エンジン	
			600	1	モーター	
			1,000	3	エンジン	28,740
垣生	垣生三丁目5番6号	55.2	700 1,200	1 1	エンジン エンジン	15,996
多喜浜田	多喜浜三丁目4番67号	10.0	500	1	エンジン	
			800	1	水中モーター	7,200
江の口	垣生三丁目2番7号	192.0	800 1,200	1 5	モーター エンジン	64,800
宇高	宇高町四丁目13番22号	140.0	1,000	2	エンジン	15,900
東浜	阿島一丁目12番23号	62.8	800	2	水中モーター	10,800
黒島	黒島二丁目1番29号	14.0	500	2	水中モーター	4,800
松神子	長岩町4番27号	73.5	800 1,000	1 2	エンジン・モーター エンジン	23,400
新須賀	新須賀町四丁目14番34号	0.7	300	1	水中モーター	828
磯浦	磯浦町乙232番地の4地先	9.0	150 500	1 1	水中モーター 水中モーター	2,730
中須賀	中須賀町一丁目 1185番地の18地先	1.0	200 250	1 1	水中モーター 水中モーター	1,020
旧江の口	松神子1040番地の2地先	5.0	500	1	水中モーター	2,400
南白浜	多喜浜四丁目6番15号地先	5.2	500	1	水中モーター	1,860
新白浜	多喜浜五丁目1番90号地先	40.0	500	1	水中モーター	2,400
切抜	阿島二丁目17番3号地先	6.0	500	1	水中モーター	2,400
新磯浦	磯浦町11番地先	0.5	200	1	水中モーター	348
宮西	宮西町5番地先	12.5	500 200	1 1	水中モーター 水中モーター	2,712
大島	大島131番地先	4.9	300	1	水中モーター	780
久保田	一宮町二丁目5番20号地先	40.8	500	1	水中モーター	1,800
中央	西原町二丁目7番66号	73.6	800 1,200	1 3	モーター エンジン	35,100
落神	落神町1地先	44.2	250	3	水中モーター	1,260
南小松原	南小松原町9番地先	10.2	500	1	水中モーター	1,800
国領	船木4884番地の1	1.5	250	2	水中モーター	828
磯浦西	磯浦町7番地先	33.1	350	2	水中モーター	1,800
東田	東田二丁目1773-10地先	1.2	200	2	水中モーター	600

新居浜市公共下水道事業計画平面図(汚水)

城海西部中潤煙

